



秋田県公報

目次

告示

狩猟免許試験並びに適正検査及び講習の実施(二六二・森林整備課)

大規模小売店舗の新設に関する届出(二六三・商工業振興課)

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(二六四・二六五・商工業振興課)

公告

公平委員会の事務の受託(市町村課)

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田総合農林事務所)

土地改良事業工事の完了の届出(秋田総合農林事務所)

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(仙北総合農林事務所)

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(平鹿総合農林事務所)

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)八件

告示

秋田県告示第二百六十二号

鳥獣保護及び狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第七条第一項の規定による平成十四年度狩猟免許試験並びに同法第七条ノ四の規定による狩猟免許の更新に係る平成十四年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣保護及び狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第三条第一項(同令第十条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公示する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 狩猟免許試験

(一) 日時及び場所

日	時	場 所
平成十四年六月二十八日	午後一時	河辺郡河辺町戸島字上祭沢三十八番地の四 秋田県森林学習交流館
平成十四年八月二十八日	午後一時	" "
平成十四年十月二日	午後一時	" "

(二) 試験科目

- (1) 知識試験
鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識について行う。
 - (2) 適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - (3) 技能試験
狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、鳥獣の判別等の課題について行う。
- 二 狩猟免許の更新に係る適正検査及び講習
- (一) 日時及び場所

日	時	場 所
平成十四年六月二十五日	午前九時	大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地方総合庁舎
平成十四年七月五日	午前九時	北秋田郡鷹巣町東中岱七十六番地一 北秋田地方総合庁舎
平成十四年七月二十九日	午前九時	秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎三階三十四会議室

- (五) 店舗面積の合計
二千五百三十八平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
百八十五台
- (七) 駐輪場の収容台数
七十台
- (八) 荷さばき施設の面積
二百五十平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
三十九・六立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社
開店時刻 午前九時(年間二十日間は午前八時) 閉店時刻 午前零時
株式会社大創産業
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
ただし、年間二十日間は午前七時三十分から翌日の午前零時三十分まで
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 二 届出年月日
平成十四年三月二十九日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
能代市 商工港湾課
(二) 期間
平成十四年四月十二日から同年八月十二日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百六十四号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナイス八橋店

秋田市八橋田五郎一丁目百九十七の一外

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年四月十二日から同年五月十三日まで

秋田県告示第二百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイマルエー広面店

秋田市広面字宮田三十四番地一

二 秋田市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年四月十二日から同年五月十三日まで

公 告

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定により、大館市の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

大館市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、大館市(以下「甲」という。)は、同法第八条第一項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)(の管理及び執行については、その事務に関するこの人事委員会規則等(以下「規則等」という。))の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約で定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成十四年四月一日から施行する。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があった)ので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 雄和町中央土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町女米木字宝生口百七十九番地	石井進
平尾鳥字野田八十七番地四	齊藤和夫
字中田六番地一	進藤茂
戸賀沢字御江田八十六番地	石井良蔵
榑川字平脇五番地	佐藤政幸
女米木字長面十五番地	安藤一郎
字宝生口百八十四番地	安藤悦朗
平沢字袖又十一番地内	佐藤久
妙法字槐下二十二番地	金久一郎
石田字前田七十二番地	佐藤善夫
種沢字岩瀬五十一番地	伊藤善勇
字館ヶ沢五十八番地	佐藤政光
字戸草沢百五十一番地	鈴木卓見
相川字高野百二十九番地	長谷川盈
榑川字方福五十番地	佐藤新悦
就任理事の住所及び氏名	
河辺郡雄和町女米木字宝生口百七十九番地	石井進
平尾鳥字野田八十七番地四	齊藤和夫

河辺郡雄和町平尾鳥字中田六番地一
 " 妙法字平治ケ沢百八番地一
 " 女米木字長面十五番地
 " " 字宝生口百八十四番地
 " 平沢字袖又十一番地内
 " 戸賀沢字御江田七十三番地
 " 椿川字中村七十一番地
 " 種沢字岩瀬五十一番地
 " " 字館ケ沢五十八番地
 " " 字戸草沢百五十一番地
 " 椿川字川端二百三十三番地
 " 石田字前田百五番地一
 " 相川字高野百四十三番地

(三) 退任理事の住所及び氏名
 河辺郡雄和町女米木字長面五十七番地
 " 椿川字安養寺五十三番地
 " 平尾鳥字中田十六番地
 " 就任監事の住所及び氏名

(四) 就任監事の住所及び氏名
 河辺郡雄和町女米木字長面五十七番地
 " 椿川字奥椿袋二十七番地九十八
 " 平尾鳥字中村八十三番地一

二 旭川筋土地改良区
 就任理事の住所及び氏名
 秋田市泉三嶽根六番地五号
 高橋清一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年四月十二日

一 新城川土地改良区
 秋田県知事 寺田典城

(一) 完了年月日 平成十四年三月八日
 (二) 事業名 土地改良事業(未沢地区基盤整備促進事業(かんがい排水))

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、本

荘市子吉土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年四月十二日

一 退任理事の住所及び氏名
 秋田県知事 寺田典城

本荘市宮内字上下野百三十四番地
 " 玉ノ池字元屋布八十九番地
 " 葛法字轄田十七番地
 " 船岡字大平野七十八番地
 " 藤崎字後野二百四番地三
 " 埋田字元工伝二十番地
 " 出戸町字鶴沼十六番地二
 " 薬師堂字上二本木六十七番地
 二 就任理事の住所及び氏名
 本荘市宮内字上下野百三十四番地
 " 玉ノ池字元屋布二百九十番地
 " 葛法字轄田十七番地
 " 船岡字大平野七十八番地
 " 藤崎字後野二百四番地三
 " 埋田字用堰北二十一番地一
 " 出戸町字鶴沼十六番地二
 " 薬師堂字上二本木三十七番地

三 退任監事の住所及び氏名
 本荘市薬師堂字上原五十番地
 " 出戸町字円正脇五十三番地
 " 赤沼町七十二番地
 四 就任監事の住所及び氏名
 本荘市薬師堂字上原五十番地
 " 出戸町字円正脇五十三番地
 " 赤沼町七十二番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県七滝土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年四月四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、横手市中央土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（新藤地区県単小規模土地改良事業）計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年四月十五日から同年五月十六日まで
- 三 縦覧場所 横手市役所

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）
共通物品プリンター用トナー 百八十個
 - (二) 購入物品の仕様等
NEC製 MultiWriter 2300N用
 - (三) その他については、入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 契約期間
契約した日から平成十五年三月三十一日（月）まで
 - (五) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (四) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年四月十二日（金）から同月二十二日（月）までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

入札執行の日時及び場所
平成十四年四月二十五日（木）午後一時から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）

(二) 共通物品プリンター用トナー 二百四十個
購入物品の仕様等

エプソン製LP 9200用

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年四月十二日(金)から同月二十二日(月)

までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年四月二十五日(木)午後一時十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第

四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ

れた必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一個当たりの単価契約とする。)

(二) 共通物品プリンター用トナー 八十個

(三) 購入物品の仕様等

エプソン製LP 9300用

(四) その他については、入札説明書及び仕様書による。

(五) 契約期間

契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(六) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年四月十二日(金)から同月二十二日(月)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所
平成十四年四月二十五日(木)午後一時二十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条第一項の規定により、公告する。
平成十四年四月十二日

一 入札に付する事項

秋田県知事 寺田典城

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)

共通物品複写用紙 六百箱

(二) 購入物品の仕様等

A3判千五百枚入り

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県規則第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年四月十二日(金)から同月二十二日(月)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年四月二十五日(木)午後一時三十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び購入予定数量（一箱当たりの単価契約とする。）
 - (二) 共通物品複写用紙 八百箱
 - (三) 購入物品の仕様等
B4判二千五百枚入り
 - (四) その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
契約した日から平成十五年三月三十一日（月）まで
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年四月十二日（金）から同月二十二日（月）までの期間、（一）に掲げる場所で交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年四月二十五日（木）午後一時四十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)

(二) 共通物品複写用紙 一万五千箱

(三) 購入物品の仕様等

A4判二千五百枚入り

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(四) 契約期間

契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(五) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十四年四月十二日(金)から同月二十二日(月)

までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年四月二十五日(木)午後一時五十分から秋田県庁地下一階管財課入札

室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一束当たりの単価契約とする。)

(二) 共通物品県名入り保存袋 六百束

(三) 購入物品の仕様等

A4判五十枚入り

(四) その他については、入札説明書及び仕様書による。

(五) 契約期間

契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(六) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十四年四月十二日(金)から同月二十二日(月)規定する県の休日を除き、平成十四年四月十二日(金)から同月二十二日(月)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年四月二十五日(木)午後二時から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一束当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一束当たりの単価契約とする。)

(二) 共通物品県名入り大封筒 三千五百束

(三) 購入物品の仕様等

A4判百枚入り

(四) その他については、入札説明書及び仕様書による。

(五) 契約期間

(六) 契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(七) 納入場所

(八) 県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十四年四月十二日(金)から同月二十二日(月)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年四月二十五日(木)午後二時十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一束当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年四月二日(第千三百五十六号)掲載の秋田県告示第二四十四号(道路の供用開始)

(原稿誤り)

二 上 六 三百九十八号 百八号

平成十四年三月十九日(第千三百五十二号)掲載の教育委員会告示第三号(秋田県指定文化財の指定)

(原稿誤り)

十二ページ下、表中「松本レツ 外」は「藤村レツ 外」の誤り。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(082)8766000
FAX(082)8766005
E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp

